

# 屋外広告物のしおり

平成 27 年(2015 年) 4 月

豊 中 市

# 目 次

はじめに	1
屋外広告物とは	1
屋外広告物のあり方	1
屋外広告物の出せないところ、出せるところとは	1
広告物を設置するには市長との事前協議が必要です	3
許可申請の手続き	4
適用除外屋外広告物	6
手続きのフロー図	8
表示方法の制限	9
許可の基準	11
手数料と許可の期間	13
管理の義務と管理者の設置	13
屋外広告業を営む方々へ	14

## はじめに

まちにはさまざまな屋外広告物が多数掲出されています。

このような屋外広告物は、ある面ではまちを活気づけるものですが、無秩序に掲出されるとまちの景観を損なうことになり、また設置工事や維持管理が適正に行われていないと、公衆に危害を及ぼすおそれがあります。

豊中市では、良好な景観の形成と、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、豊中市屋外広告物条例を設けて、屋外広告物の表示・掲出物件の設置・維持について、規制及び指導を行っています。

## 屋外広告物とは

屋外で常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、次のようなものをいいます。表示内容は個人及び法人の名称・商品名・商標・シンボルマーク等も含み、表示内容の営利性や公共性を問いません。

屋上塔、屋上板、地上塔、地上板、壁面板、突出看板、  
電柱及びこれに類するものを利用する広告物、  
電車またはバス等の車体を利用する広告物、  
アドバルーン、広告幕、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等

※屋外広告物にあたらぬもの

- ・屋内に表示されるもの(例：窓ガラスに内側から表示されているもの)
- ・駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ・音響によるもの
- ・街頭で配布されるビラやチラシ等

## 屋外広告物のあり方

- ・良好な景観若しくは風致を害するおそれのある広告物を表示又は設置することはできません。
- ・公衆に危害をおよぼすおそれのある広告物を表示又は設置することはできません。

## 屋外広告物を出せないところ、出せるところとは

豊中市では、屋外広告物等を出す(＝屋外広告物を表示し又は屋外広告物を掲出する物件を設置すること)を禁止している地域を**禁止地域**としています。また、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せないものを**禁止物件**としています。

禁止地域以外の地域を許可地域として市長の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域としています。

禁止地域、禁止物件、及び許可地域の概要については次頁以降をご覧ください。

## 1. 禁止地域・許可地域【第6条・第13条】

市域全体を禁止地域又は、許可地域に区分しています。

### 〔禁止地域〕

良好な景観の保全を優先するため、原則として屋外広告物を表示できない地域です。

#### 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域、生産緑地地区

（第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・景観地区・風致地区・特別緑地保全地区、都市景観形成地区、保安林、道路・鉄道・軌道・史跡・名勝・文化財等の周辺地域等で市長が指定した地域）

### 〔許可地域〕

許可基準に適合し、市長の許可を受けなければ屋外広告物を表示できない地域です。

豊中市では禁止地域を除くすべての地域を許可地域とし、許可基準が異なる次の3区域に区分しています。

I（重点制限区域）第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

II（一般制限区域）重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域

III（制限緩和区域）商業地域及び近隣商業地域

## 2. 禁止物件【第7条】

禁止物件には、地域の区分に関係なく、原則として広告物等を表示することはできません。

### 〔広告物・掲出物件を設置できない物件〕

橋梁・地下道の上屋、街路樹等、形像・記念碑、景観重要建造物・景観重要樹木、トンネル・高架構造物・道路の分離帯・道路又は鉄道の擁壁、街灯・信号機・道路標識・歩道柵・駒止め・里程標、消火栓・火災報知機・火の見やぐら、郵便ポスト・電話ボックス・電力用地上設置機器、送電塔・送受電塔・照明塔、都市景観形成建築物等、その他市長が特に必要と認めるもの

### 〔はり紙・はり札、広告旗、立看板等を設置できない物件〕

電柱、電話柱、街灯、アーケード柱・アーチ

## 3. 禁止広告物【第8条】

次のような広告物は、地域の区分に関係なく表示することはできません。

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

## 広告物を設置するには事前協議が必要です【第12条】

許可申請が必要な屋外広告物は、許可申請の前に景観についての協議が必要となります。  
協議が終了してから、許可の申請を行ってください。

事前協議書（正・副2通）の提出先：都市計画課

### 1. 提出書類

- **事前協議書** （豊中市のホームページに掲載しています。）  
なお、協議者が法人の場合には、**代表者印**を押印してください。
- **添付する書類** （P5 参照）

### 2. 景観配慮指針に基づく助言・指導

豊中市景観計画(平成20年策定)では、豊中市全域を景観計画区域に指定しており、うるおいのある美しい都市景観を形成するために、一定規模を超える建築物や工作物の新築等及び大規模な広告物の設置などの行為は届出が必要になっています。

屋外広告物のデザインについては景観配慮指針やまちなみづくりの手引き（屋外広告物編）に基づく助言・指導を行ってまいります。景観に配慮した設計・計画となるようにご協力ください。

景観配慮項目	景観配慮内容
①大きさ 〔大きすぎると、威圧感を与えやすい〕	○周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。
②掲出位置 〔建築物等の意匠とのバランスを損なったり、通行の妨げとなりやすい〕	○建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。
③形態 〔建築物等の意匠との不調和はまちなみを乱しやすい〕	○掲出する場所と一体感のある形態を工夫する。
④素材 〔長期間の掲出に耐えうることができる素材にすることが重要〕	○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。
⑤色彩 〔鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然としやすい〕	○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。
⑥数量 〔過大な掲出はまちなみを乱しやすい〕	○広告物の整理をはかり、集合化する。
⑦表示内容・表現方法 〔乱雑な表示等是不快感を与えやすい〕	○すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。
⑧支持柱・照明器具等 〔付属物が目立つとまちなみを乱しやすい〕	○支持柱や照明器具等の見え方にも配慮し、周辺と調和させる。

～景観配慮指針より～

## 許可申請の手続き【第13条・第14条】

事前協議が完了した後、許可申請書類を提出してください。

なお、申請される際には所定の許可申請手数料を納付してください。(P13参照)

また、申請の際に管理者を設置する必要があります。(P13参照)

許可申請書(正・副2通)の提出先：都市計画課

### 1. 新規及び変更の場合

- **許可申請書** (豊中市のホームページに掲載しています。)   
 なお、申請者が法人の場合には、**代表者印**を押印してください。
- **添付する書類** (P5 参照)

### 2. 継続の場合

許可期間後も引き続き表示等をされる場合は、期間が満了する7日前までに許可を受けてください。

- **許可申請書** (豊中市のホームページに掲載しています。)
- **添付する書類** (P5 参照)

### 3. 申請者・管理者等を変更した場合

申請者及び工事施工者の住所・氏名、工事完了予定日に変更があった場合は**屋外広告物変更届出書**を提出してください。

また、管理者に変更があったとき、又は管理者の住所、氏名に変更があった場合は**屋外広告物管理者届出書**を提出してください。

### 4. 完了の届出

許可を受けた広告物等の工事が完了した場合は、**屋外広告物工事完了届出書**に竣工後の写真を添えて提出してください。

### 5. 屋外広告物許可証の表示

広告物の表示等を許可したときは**屋外広告物許可証**を交付しますので、広告物の見やすい箇所に貼り付けてください。

### 6. 広告物の除却・滅失の届出

許可を受け、すでに表示等をされている広告物等を除却したときは、**屋外広告物除却届出書**を提出してください。

また、広告物等が滅失したときは、速やかに**屋外広告物滅失届出書**を提出してください。

※一部除却・一部滅失の場合は変更許可申請(事前協議を含む)を行ってください。

【 添付する書類 】

行為		事前協議	新規許可	変更許可	継続許可	
添付書類	付近見取図	主要道路等を明示したもの	○	○	○	○
	配置図(外構平面図)	建築物等・広告物(新設・既設)の位置及び植栽等を表示したもの	○	○	○	○
	図面関係					
	立面図 (着色したもの)	建築物等・広告物すべてがわかるもの ※1	○	○	○	○
	意匠図 (着色したもの)	色彩、意匠、表示面積(面積算定式記入)を明らかにした図面	○	○	○	○
	構造図	広告物又は広告物を掲出する物件の形状・寸法・材料・構造等が確認できる図面	○	○	○	○
	配線図	広告物自体にネオンを使用する場合	○	○	○	○
	委任状	申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合	○	○	○	○
	現況カラー写真	設置場所が全てわかるもので、現況を撮影したもの	○	○	○	○
	景観配慮指針 チェックリスト	景観法又は豊中市都市景観条例に基づく届出対象の場合	○			
	道路占用許可書(写)	突出広告物等で道路等の上空を占用する場合		○	○	○
	承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有又は、管理に属する場合。	○	○	○	○
	自主点検結果報告書	高さが4mを超える広告物の場合				○
その他の書類	市長が必要と認める書類	○	○	○	○	

※1 屋上・壁面・突出広告物を表示(設置)する場合、建築物の色彩・広告物を表示(設置)する各壁面の面積(面積算定式記入)及び広告物の色彩・意匠・表示面積(面積算定式記入)を明らかにしたもの  
 なお、当該部分以外に広告物がある場合は、既存広告物の色彩、意匠、表示面積(面積算定式記入)を明らかにしたものと及びカラー写真

※ 提出する書類については、できるだけA4又はA3サイズの大きさに添付してください。

# 適用除外屋外広告物

広告物については許可及び禁止規定の適用が除外されるものがあります。

## 1. 社会生活上必要性のある屋外広告物【第10条・第13条】

社会生活を営む上で必要性のある屋外広告物等は、規制（禁止地域、許可地域、禁止物件、表示方法等の制限）の全部又は一部の適用が除外されます。

屋外広告物の種類	許可の要否	除外内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
他の法令の規定により表示・設置するもの	許可不要	禁止地域 許可地域 禁止物件 表示方法 等の制限			
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札、掲出物件					
道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体の又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの			40㎡以内		面積が40㎡を超える場合は、届出が必要
自家用広告物			7㎡以内		
葬儀・祭礼のため一時的に表示・設置するもの					
講演会・展覧会・音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示・設置するもの					
自己の管理する土地又は物件にその管理上の必要に基づき表示するもの	許可不要	禁止地域	7㎡以内	上端迄の 高さ：5m 以内	
公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの			0.5㎡以内 表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の面積の1/20以内		
車両・船舶・航空機等に表示・設置するもの	※許可不要	禁止地域			(※)車両においては、自家用広告物又は、政治活動・文化活動等の収益を目的としない活動のために表示するものに限る
教育文化施設・医療施設・社会福祉施設を利用する自家用広告物又は、それら施設の敷地内にある自家用広告物	許可必要	禁止地域			
電柱・停留所標識を利用するもの					はり紙・はり札・広告旗・立看板等は電柱・電話柱に設置してはならない
道先案内図その他公衆の利便に供するもの			5㎡以内	上端迄の 高さ：5m 以内	掲出個数は2個以内
営利を目的としない広告物等	許可不要	禁止地域	はり紙等：縦1.2m かつ横0.8m以内		設置者・管理者の氏名・名称・連絡先及び、表示期間の始・終期が明示されていること  立看板・広告旗の縦については、脚も含む。
掲出期間が30日を超えないはり紙・はり札・広告旗・立看板等			立看板等：縦2.0m かつ横1.5m以内	はり紙等：縦1.2m かつ横0.8m以内	



## 2. 公共施設等への掲出が認められる屋外広告物【第10条】

自治会や公共団体などが次のような取り組みのために掲出する屋外広告物においては、(禁止地域、許可地域、禁止物件、表示方法等の制限)などの規制が除外される場合があります。

(1) 次に示す活動主体が行う地域における公共的な取り組みに要する費用に充てるために表示又は設置する場合

〔活動主体〕 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等

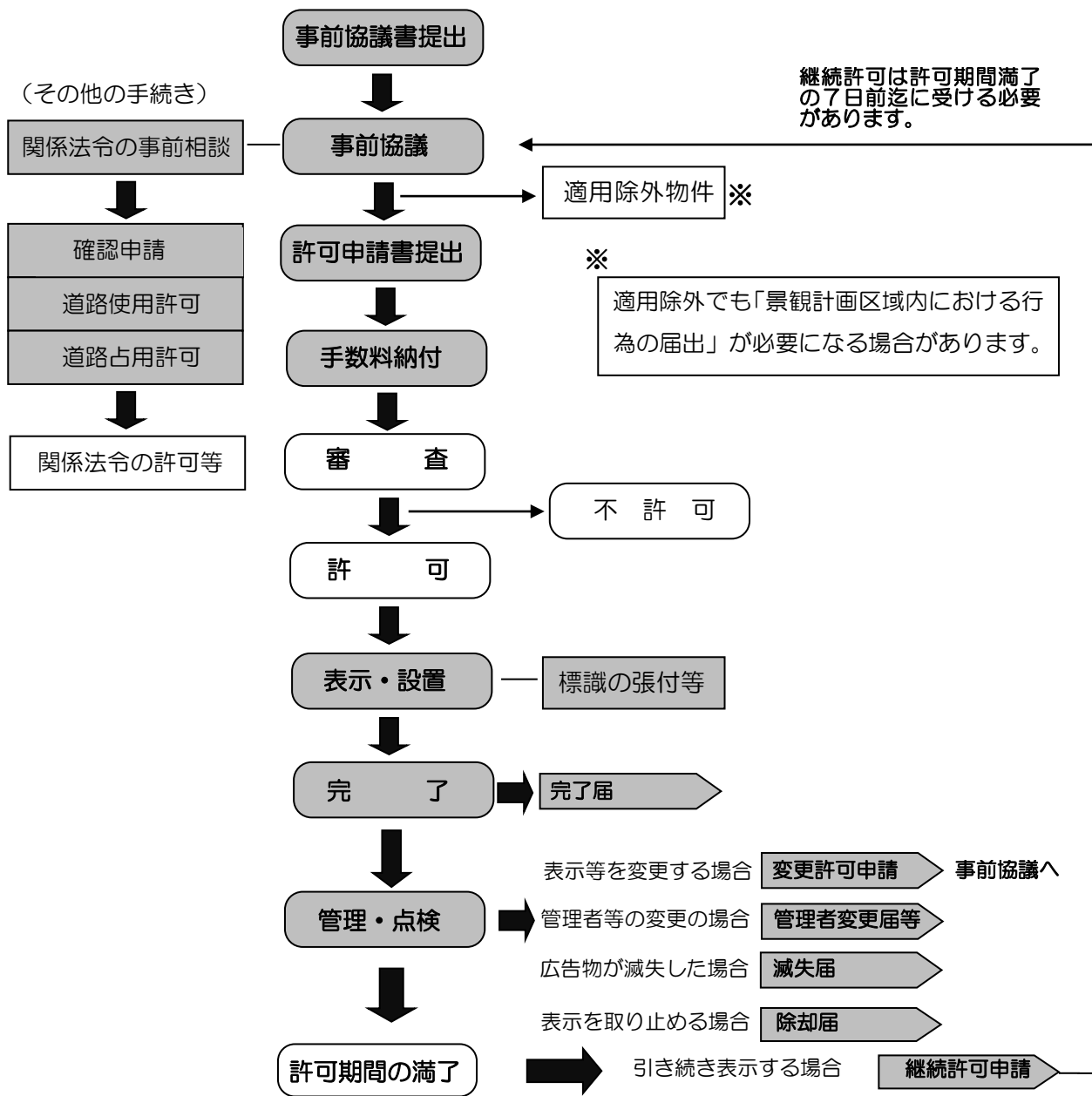
〔公的な取り組み〕

道路の清掃・美化活動／街灯・ベンチ・上屋等の整備又は管理／公共団体及び地域住民等が実施する催物／道路環境の向上・防犯等地域における公共的な取り組み。

(2) 豊中市又は大阪府が、管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるために広告主との契約に基づき、その管理する道路に表示又は設置するもの。

# 手続きのフロー

は表示者の手続き



## 表示方法の制限【第9条】

### 表示方法の制限等

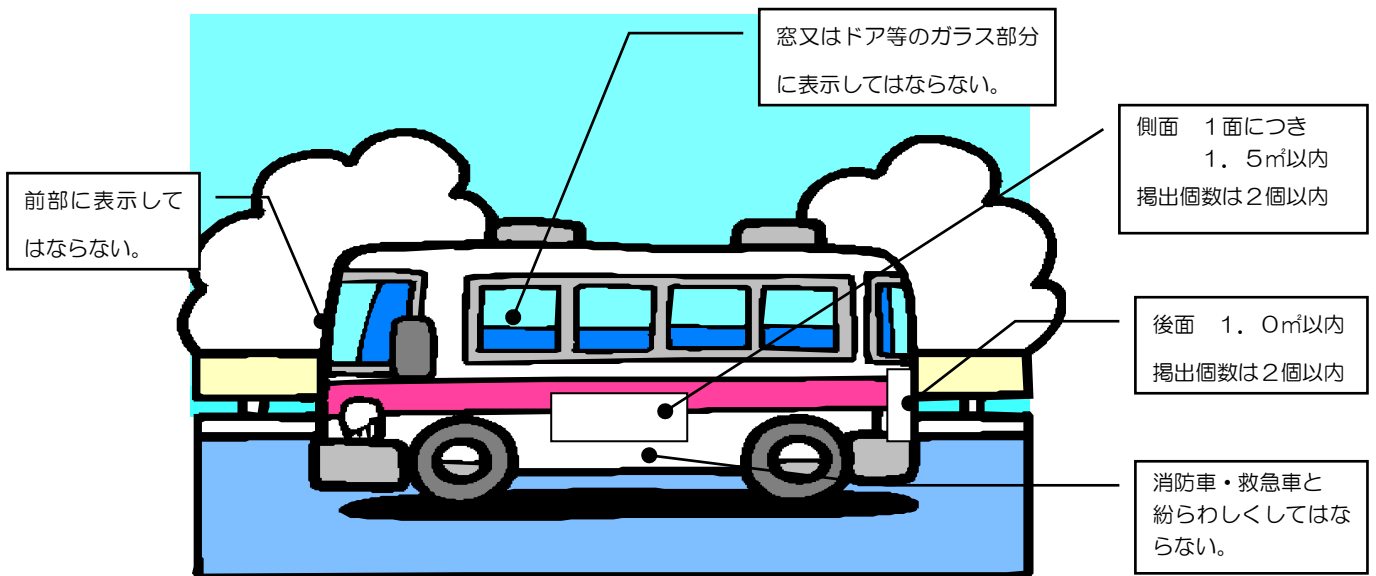
#### ● 電柱又は電話柱・停留所標識を利用するもの

区分		大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数
電柱 又は 電話柱 を利用 するも の	突き出して取り 付けるもの	縦：1.2m 以内 横：0.45m 以内	地上から最下端までの 距離：4.5m 以上 (歩道上は 3.0m 以上) 電柱との間隔：0.15m 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地色は、白色又は白以外の色で彩度が3以下のものであること。</li> <li>・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。</li> </ul>	電柱又は電話柱 1 本につき 1 個
	巻きつけて取り 付けるもの (道路標識を掲出 しているものを 除く。)	縦：1.5m 以内 横：電柱又は電話 柱の円周の範 囲内	地上から最下端までの 距離：1.2m 以上		
停留所標識を利用するもの		縦：0.45m 以内 横：0.45m 以内	地上から最下端までの 距離：0.7m 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色（看板の場合に限る。）であること。</li> <li>・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。</li> </ul>	道路等の進行方向面に掲出しないこと

#### ● 車両を利用するもの

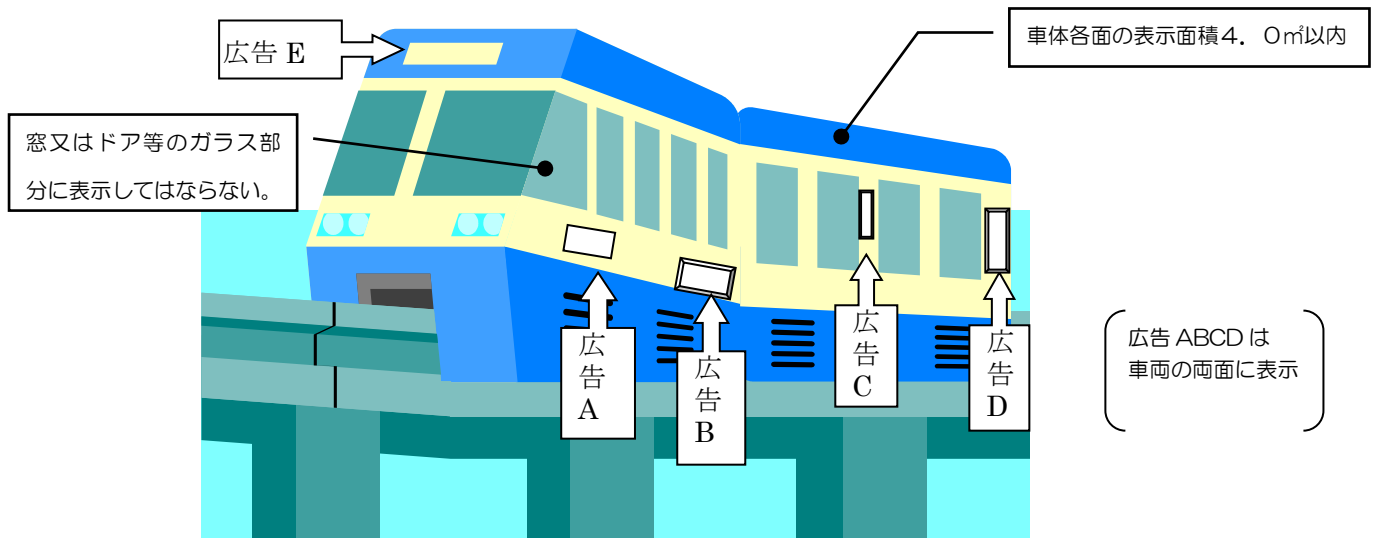
車両の種類	表示の方法	
電車	1 車両当たりの表示面積：8.0 m <sup>2</sup> 未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車体各面の表示面積：4.0 m<sup>2</sup>以内</li> <li>・窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと。（市長が定める広告物を除く。）</li> </ul>
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること。
路線バス	1 車両当たりの表示面積：4.0 m <sup>2</sup> 未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・側面：1.5 m<sup>2</sup>以内/1 面、後面：1.0 m<sup>2</sup>以内</li> <li>・各面の掲出個数：2 個以内</li> <li>・前面に表示しないこと。</li> <li>・窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと。（市長が定める広告物を除く。）</li> <li>・消防車・救急車と紛らわしくないものとする。</li> </ul>
	上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること。
広告宣伝車	消防車・救急車と紛らわしくない	

【路線バス（高速バスを除く）の車体の外面を利用する広告物等】



※1車両当たりの表示面積が4.0㎡以上のものについては、市長が別に定める基準に適合すること。

【電車の車体の外面を利用する広告物等】



単位 (㎡)

$$A+B \leq 4.0, \quad C+D \leq 4.0, \quad E \leq 4.0, \quad (A+B) \times 2 + E \leq 8.0, \quad (C+D) \times 2 \leq 8.0$$

※1車両当たりの表示面積が8.0㎡以上のものについては、市長が別に定める基準に適合すること。

# 許可の基準

1. 蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いてはならない。
2. 光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用してはならない。(第1種中高層住居専用地域内、第2種中高層住居専用地域内に限る)
3. 許可の基準一覧表の内容

許可の基準一覧表

	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
(1) 屋上広告物(建造物の屋上等を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。)	縦：建造物の高さの <b>3分の1以内</b> 横：建造物の幅の範囲内 表示面積：取付壁面の面積の <b>10分の1以内</b>	縦：建造物の高さの <b>3分の1以内</b> 横：建造物の幅の範囲内	縦：建造物の高さの <b>3分の2以内</b> 横：建造物の幅の範囲内
(2) 壁面広告物(建造物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。)	縦：建造物の高さの <b>2分の1以内</b> 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の <b>5分の1以内</b> かつ <b>1建造物につき30㎡以内</b>	縦：建造物の高さの <b>2分の1以内</b> 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の <b>5分の1以内</b> かつ <b>1建造物につき50㎡以内</b>	縦：建造物の高さの範囲内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の <b>5分の1以内</b>
(3) 突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。</li> <li>・突出し幅は、取付け壁面から<b>1.0m以内</b></li> <li>・道路上への突き出しがないこと。</li> <li>・掲出個数：<b>1建造物につき2個以内</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。</li> <li>・突出し幅は、取付け壁面から<b>1.0m以内</b></li> <li>・道路上への突き出しがないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。</li> <li>・突出し幅は、取付け壁面から<b>1.5m以内</b></li> <li>・道路上への突き出し幅は<b>1.0m以内</b></li> <li>・地上から最下端までの距離 車道上：<b>4.5m以上</b> 歩道上：<b>2.5m以上</b></li> </ul>
(4) 地上広告物	地上から最上端までの距離： <b>10m以内</b> 表示面積の合計： <b>20㎡以内</b>	地上から最上端までの距離： <b>15m以内</b> 表示面積の合計： <b>40㎡以内</b>	地上から最上端までの距離： <b>15m以内</b> 表示面積の合計： <b>50㎡以内</b>
(5) 工作物(建築物は除く。)、塀・柵(以下「工作物等」という。)に設けるもの	縦：工作物等の高さの <b>2分の1以内</b> 表示面積：表示される面の面積の <b>10分の1以内</b>	縦：工作物等の高さの <b>2分の1以内</b>	縦：工作物等の高さの <b>範囲内</b>

(ア) 屋上広告物の表示面積等の算定

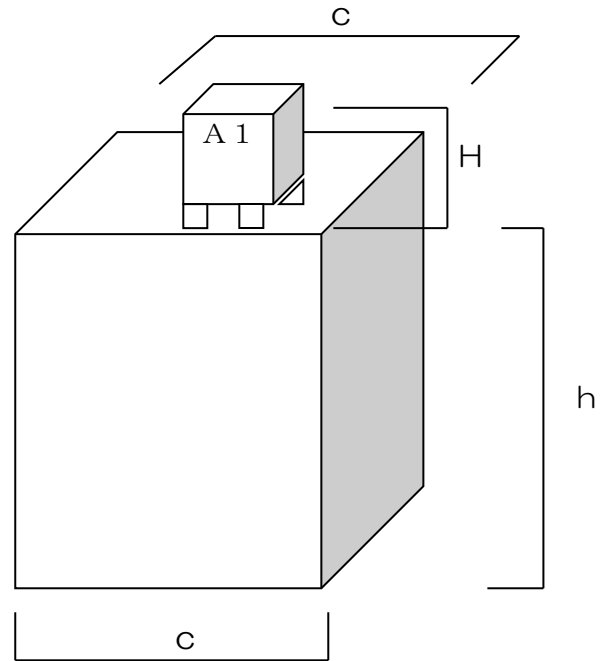
壁面面積 (W) = c × h

屋上広告の表示面積 = A1 ≤ W × 1/10 かつ

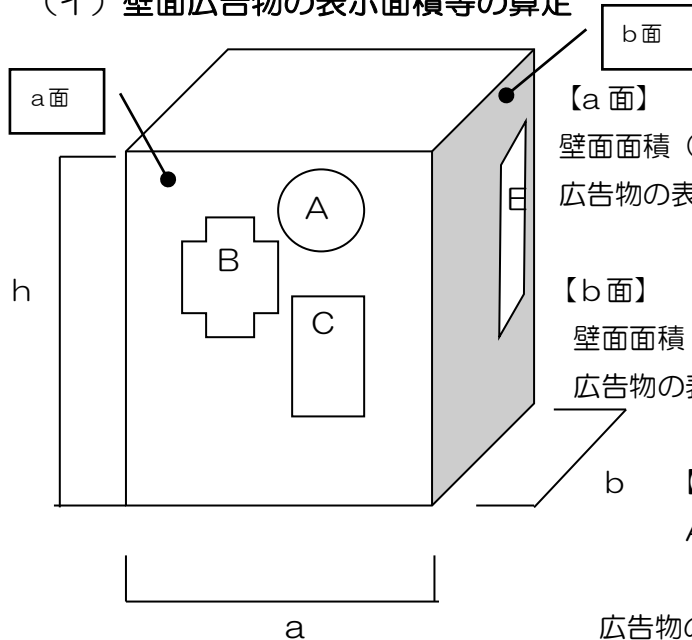
広告物の高さ H ≤ h × 1/3 (重点制限地域)

広告物の高さ H ≤ h × 1/3 (一般制限地域)

H ≤ h × 2/3 (制限緩和地域)



(イ) 壁面広告物の表示面積等の算定



【a面】

壁面面積 (W) = a × h

広告物の表示面積 = A + B + C ≤ W × 1/5

(重点制限区域、一般制限区域、制限緩和区域)

【b面】

壁面面積 (W) = b × h

広告物の表示面積 = E ≤ W × 1/5

(重点制限区域、一般制限区域、制限緩和区域)

【1 建築物】

A + B + C + E ≤ 30m<sup>2</sup> (重点制限地域)

≤ 50m<sup>2</sup> (一般制限地域)

広告物の高さ ≤ h × 1/2 (重点制限地域、一般制限地域)

≤ h (制限緩和地域)

(ウ) 突出広告物

広告物 F の突き出し幅 = D ≤ 1.0m (重点制限区域、一般制限区域)

D ≤ 1.5m かつ 道路境界線からの

出幅 1.0m 以内 (制限緩和区域)

h1 ≥ 4.5m (道路上)、2.5m (歩道上)

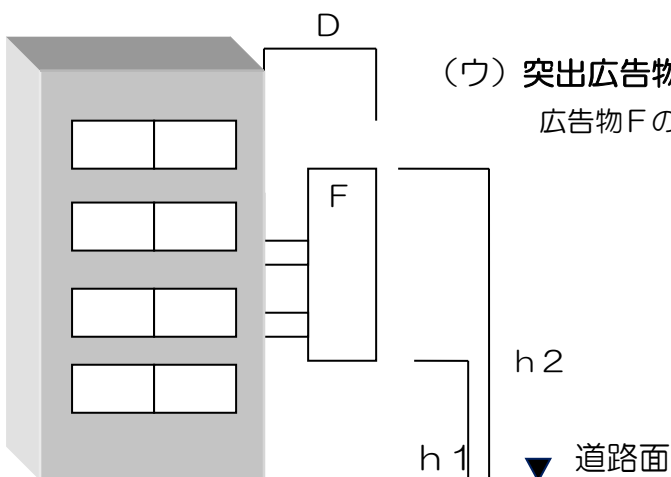
(制限緩和区域)

h2 ≤ 取付壁面の上端の高さ

(重点制限区域、一般制限区域、制限緩和区域)

掲出個数：1 建築物につき 2 個以内

(重点制限区域)



## 手数料と許可の期間【第13条、第15条】

屋外広告物の許可申請には、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要となります。

許可申請手数料は、原則として許可申請書の提出時に窓口で現金にてお支払いいただきます。

なお、納付書によりお近くの市指定金融機関でお支払いいただくこともできますが、その際には郵送の手続きが必要となりますので、事前協議書の提出前にご相談ください。

※副本、許可通知書、許可証の郵送を希望する場合、封筒に返信先を記入し、郵送料相当分の切手を貼付のうえ提出してください。

区分		金額	許可期間
アドバルーン		1個につき650円	30日以内
広告幕		1枚につき350円	30日以内
立看板		1枚につき200円	30日以内
はり紙・はり札	100枚以下のもの	250円	30日以内
	100枚を超えるもの	250円に、100枚ごとに250円を加算した金額	30日以内
車両を利用するもの	4㎡未満のもの	1個につき250円	2年以内
	上記以外のもの	1台につき2,000円	2年以内
広告塔・広告板	2㎡未満のもの	1件につき450円	2年以内
	2㎡以上5㎡以下のもの	1件につき1,000円	2年以内
	5㎡を超えるもの	1件につき1,000円に、5㎡ごとに1,000円を加算した金額	2年以内

## 管理の義務と管理者の設置

### 1. 管理者の設置義務

屋外広告物を良好な景観の形成、風致の維持や公衆に対する危害防止の観点から良好な状態で維持していくためには、補修その他適正な管理が必要不可欠です。そのため、広告物等を管理するもの(管理者)の設置が義務付けられています。

### 2. 管理者の設置等の届出

管理者が設置されたら、遅滞なく屋外広告物管理者届出書を提出してください。

ただし、許可申請書に管理者名及び住所を記載した場合には省略することができます。

屋外広告物管理者の氏名や住所が変更になった場合にも、屋外広告物管理者変更届出書を提出してください。

# 屋外広告業を営む方々へ

## 1. 登録制度について

豊中市内で屋外広告業を営まれる方は登録が必要です。

登録の有効期間は5年間です。5年ごとに更新の手続きが必要です。また、登録申請手数料は、登録・更新ともに1万円です。

屋外広告物条例に違反し、罰則に処せられて2年を経過しない場合などは登録できません。また、営業所ごとに「業務主任者」を選任してください。

## 2. 大阪府の登録を受けた方について

大阪府知事登録を受けた屋外広告業の方が、豊中市域内で屋外広告業を営まれる場合、豊中市に府の登録業者であることを所定の様式により届出することで、市の登録業者とみなされ市域内で営業することができます(特例届出制度)。「特例届出」に関する手数料はありません。

また、大阪府知事登録を更新することなどにより届出事項に変更があった場合や廃業した場合等は、その都度届出が必要です。

## 3. 業務主任者の選任について

業務主任者は、屋外広告物の表示・設置に関する法令の遵守等の業務を行うこととされ、営業所ごとに選任しなければなりません。

次のいずれかの要件を満たす方が業務主任者になることができます。

- 屋外広告士
- 全国の都道府県、指定都市や中核市が行う屋外広告物講習会の過程の修了者
- 広告美術仕上げに関する、職業能力開発促進法の準則訓練終了者、職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者

## 4. お問い合わせ先

豊中市の登録又は特例届出の詳細については、  
都市計画課（TEL06-6858-2419）までお問い合わせください。

また、大阪府の登録の詳細については  
大阪府建築企画課（TEL06-6210-9718）までお問い合わせください。